

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成18年9月22日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 岩手自動車販売株式会社

イ 株式会社中央住宅産業

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 岩手自販ビル 盛岡市大通二丁目8番19

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成18年8月1日

(5) 変更の理由

ア 店舗の建替えに伴い敷地の拡張を行い、新店舗を拡張敷地に建設することとしたため

イ 店舗の建替えに伴い新たなテナントが入居するため

2 届出年月日 平成18年9月4日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所